

令和8年（2026年）3月11日

熊本都市バス株式会社から本市へのバス補助過誤申請に伴う過払い金の発生について

本市の「都市バス運行補助金」において、熊本都市バス株式会社（以下、「都市バス」という。）からの過大な交付申請に伴い、58,029千円の補助金の過誤申請（うち41,963千円が過払額）が発生していることが判明しました。

今回の件につきましては、本市の審査体制にも改善すべき点があったと認識しており、市民の皆さまの信頼を損ねる事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。また、都市バスとしても、申請内容の誤りにより市政への信頼を損ね、多大な混乱を招いたことを重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

本市及び都市バスにおいて、事案判明後、速やかに調査を進めてまいりましたが、今般、概要を取りまとめましたので、本日、両者同席の上、本事案の経緯、過払い金額、過払い発生の要因、再発防止策等についてご説明いたします。

今後、同様の事案が再び発生することのないよう、市と都市バスが一体となって、より透明性の高い審査体制と適正な事務処理を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

※本事案を受けて、他のバス事業者に対し、他の補助制度も含め同様の審査及び再チェックを要請中。

1 概要

- ・本市から都市バスに対し交付している運行補助金において、都市バスからの過大な交付申請により過払いが発生していたことが判明した。
- ・本件に関し、過年度の過払い分については、返還請求を行い、3月中に都市バスから返還を受ける予定です。なお、令和7年度分は未執行のため、年度内の交付額の変更で対応します。

① 路線バスの運行補助

- ・補助金：バス運行に係る欠損への補助
- ・対象年度：令和5～7年度
- ・過大請求額：57,697千円（うち41,631千円は過払額）

② ゆうゆうバス・まちなかループバスの運行補助

- ・補助金：ゆうゆうバス・まちなかループバス運行に係る欠損への補助
- ・対象年度：令和3～5年度（運行終了済）
- ・過大請求額：332千円（全て過払額）

(内訳：過誤申請額)

(単位：千円)

区分 年度	路線バス	ゆうゆうバス	まちなか ループバス	計
令和3年度	-	76	-	76
令和4年度	-	99	17	116
令和5年度	18,255	102	38	18,395
令和6年度	23,376	-	-	23,376
令和7年度	16,066	-	-	16,066
計	57,697	277	55	58,029

2 経緯

<都市バス>

- ・令和8年2月初旬、社内における補助金関連の確認を同社経理部門管理者が行なった際に、一般路線の補助金申請において補助算定に係る経費に計上すべきではない経費を算入している疑義が生じた。
- ・関係部署へ内容を確認した結果、不適切な処理と判明し、本来計上すべきではない費用を含めた補助の申請を行っていたことを確認した。
- ・他の補助金関連含め、過年度分の調査をしたところ、共同経営事業が開始された令和3年度より同様の処理が毎年なされていたことが判明した。

<熊本市>

- ・令和8年3月4日、都市バスから本市に対し、令和3年度以降、継続して過大な交付申請を行っていた旨の報告があり、本事案が判明した。
- ・これを受け、過払い額を精査したところ、58,029千円の過誤申請（うち41,963千円が過払額）が発生していたことを確認した。

3 発生の原因

<都市バス>

- (1) 担当者及び当時の上司の認識不足により、経常費用に本来計上すべきでない『共同経営事業に係る経費（県市負担金）』を含めて補助申請していた。
- (2) 主に担当者が補助金申請作業をおこなっており、担当者及び上司による精査が不十分でクロスチェックが働かず、過誤申請に気づかなかった。
- (3) 上記要因が重なり、交代後の経理部門管理者が確認するまでミスが複数年に渡りおこなわれた。

<熊本市>

- (1) 提出された運行実績報告書類に関し、各経費の詳細内訳書類の提示を求めるなどの審査体制が不十分であった。

4 再発防止策

<都市バス>

- ・補助金処理におけるマニュアルを策定し、補助金業務に関わる職員の認識不足を解消すると共にスキルアップを図る。
- ・公金を新規に受け入れる場合など、税理士や外部専門家へ事前相談するフローを義務付け、監視機能を強化する。
- ・補助金申請の際には、複数の部署から TOP まで確認することとし、各部門における知見にて問題に気づける体制を構築する。
- ・補助金処理における同様の問題が起きないように、熊本市との情報共有を密にする。

<熊本市>

- ・運行実績報告書類に加え、各経費の詳細内訳書類の提出を義務化する。
- ・「担当者」「上司」に加え、他部署のクロスチェックを実施し審査体制を強化する。

問い合わせ先

●都市建設局 交通政策部
公共交通推進課
電話： 096-328-2522
課長： 徳田 隆宏（とくだ たかひろ）

●熊本都市バス株式会社
管理本部管理課
電話： 096-312-0566
課長： 村崎 さおり（むらざき さおり）